

交際費課税の特例

H25年4月1日開始事業年度～

H30年3月31日開始事業年度まで

800万円以下の金額は、全額損金算入になります。

(注) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人に限られます。

資本金又は出資金が1億円以下であっても、資本金又は出資金が5億円以上の法人の100%子法人等は適用できません。

2016 税制改正②
深津税務総合事務所